

東日本大震災に係る特別措置法案における雇用保険の特例措置

現行法による対応

- ① 震災による休業状態となった事業所の労働者に対して、特例的に基本手当を支給
- ② 震災離職者、①の震災による休業者について、個別延長給付(原則60日分)を支給

特別措置法案による対応

趣旨

東日本大震災により、災害救助法の適用地域(東京都を除く。特定被災区域)の事業所に雇用されていた労働者は、就職が相当困難なことから、更に給付日数を延長する措置を講じるもの

改正案の具体的内容

○ 個別延長給付の特例

特定被災区域の事業所の労働者で、震災によってやむを得ず失業・休業状態となった場合に、雇用保険の基本手当の支給終了後、現行の個別延長給付(原則60日分)に加えて、更に、60日分の個別延長給付を支給。

(例) 当該措置により、所定給付日数が180日(35歳以上45歳未満、被保険者期間5年以上10年未満等)の失業者の場合、合計300日まで受給可能。